

件名： 【3/27 期限、要望調査、県介護保険課→各施設】新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした多床室の個室化改修への補助について

(このメールは下記施設のうち、多床室を有する定員 30 人以上の県所管施設に送付しています。)

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設 施設長 様

いつもお世話になっております。静岡県介護保険課施設整備班です。

標記の件について、県では令和 2 年度に、国交付金を活用した補助事業として、下記のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした多床室の個室化改修に対する補助を実施することを予定しております。

本補助は国交付金を活用した補助となるため、3 月末頃に行われる国庫補助協議を経て、国で採択された事業について補助を行う予定です。

つきましては、3 月末頃の国庫補助協議に先立ち、県で要望調査（整備内容、補助所要額の確認）を行います。

補助を活用した整備を希望する施設におかれましては、下記のとおり関係資料の提出をお願いいたします。

※国庫補助協議で採択された事業でなければ補助できないこと、県の予算に限りがあることから、補助を確約するものではありませんので、その旨ご承知おきください。

#### 【補助対象】

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化整備（当該整備に伴うスプリンクラー設備整備を含む。）

#### 【対象施設】

特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、単独設置の老人短期入所施設（全て定員 30 人以上に限る）

#### 【補助率】 定額

【補助上限】 1 床当たり 978,000 円

【補助下限】 なし

※政令指定都市（静岡市、浜松市）に所在する施設及び定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等については、市町の国交付金を活用した補助事業となるため、施設の所在市町にご相談ください。

#### 【提出期限】

令和 2 年 3 月 27 日（金）※確認漏れを防ぐため、関係資料を送付する際には、必ず事前連絡をお願いいたします。

#### 【提出資料】

- ①整備内容の概要が分かる資料（工事図面、改修後に設備基準を満たすことが確認できる資料等）
- ②整備工程表（任意様式、工事所要期間が分かれば簡易なもので可）
- ③施設の平面図、位置図、配置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- ④工事請負業者の見積書（原則 2 社以上）

その他、不明な点や期限に間に合わない資料があればご相談ください。以上よろしく願いいたします。

=====  
静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課 施設整備班

電話番号：054-221-2862 F A X：054-221-2142

メール：[kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp)

=====